

令和5年度

盛岡地域県立病院運営協議会

日 時 令和6年1月15日（月）

15：00～

場 所 県立中央病院4階大ホール

～ 次 第 ～

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 職員紹介
- 4 会長・副会長互選
- 5 会長あいさつ
- 6 開催病院長（県立中央病院長）あいさつ
- 7 医療局長あいさつ
- 8 議 事
 - (1) 県立病院の現状と課題について
 - (2) 岩手県立中央病院の概況について
 - (3) 岩手県立中央病院及び附属地域診療センターの経営状況について
 - (4) その他
- 9 質 疑
- 10 閉 会

盛岡地域県立病院運営協議会委員

	区 分	職 名	氏 名	備 考
1	市町村	盛岡市長	内館 茂	
2	市町村	岩手町長 (代理：健康福祉課長)	佐々木 光司 (代理：千葉 英之)	代理出席
3	市町村	紫波町長	熊谷 泉	
4	学識経験者	岩手県議会議員 (盛岡選挙区)	吉田 敬子	
5	学識経験者	岩手県議会議員 (盛岡選挙区)	鈴木 あきこ	
6	学識経験者	岩手県議会議員 (八幡平選挙区)	工藤 剛	
7	学識経験者	岩手県議会議員 (滝沢選挙区)	柳村 一	
8	学識経験者	岩手県議会議員 (紫波選挙区)	臼澤 勉	
9	医療関係団体	一般社団法人 盛岡市医師会 会長	吉田 耕太郎	
10	医療関係団体	一般社団法人 岩手西北医師会 会長	高橋 邦尚	欠席
11	医療関係団体	一般社団法人 紫波郡医師会 会長	木村 宗孝	
12	医療関係団体	一般社団法人 岩手県歯科医師会 専務理事	大黒 英貴	
13	医療関係団体	盛岡薬剤師会 会長	佐々木 俊	
14	医療関係団体	公益社団法人 岩手県看護協会 会長	相馬 一二三	
15	関係行政機関	岩手県県央保健所 所長	仲本 光一	
16	関係行政機関	盛岡市保健所 所長	矢野 亮佑	
17	関係行政機関	盛岡地区広域消防組合消防本部 消防次長兼消防本部警防課長事務取扱	瀬川 浩樹	
18	関係行政機関	岩手町保健推進員協議会 会長	竹田 裕子	
19	社会保険団体	盛岡市国民健康保険運営協議会 会長	村田 芳三	欠席
20	社会保険団体	紫波町国民健康保険事業運営協議会 会長代理	中野 洋一	
21	社会福祉関係団体	社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会 会長	佐藤 光彦	
22	婦人団体	もりおか女性の会 会長	柴崎 一恵	
23	婦人団体	いわてまち女性の会 事務局長	竹田 洋子	
24	婦人団体	紫波町連合婦人会 副会長	細川 直子	
25	その他	アイリスの会 幹事	末永 和恵	

県立病院運営協議会等要綱

(協議会の設置)

第1条 二次保健医療圏内の県立の病院の円滑な運営を図り、もって地域住民の医療及び保健衛生の向上に寄与するため、別表に掲げる病院に県立病院運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議会の病院の長(以下「病院長」という。)の諮問に応じ、又は建議することができる。

- (1) 二次保健医療圏内の県立の病院の円滑な運営に必要な事項
- (2) 保健衛生活動の協力に関する事項
- (3) その他病院長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、原則として委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、市町村、関係行政機関、社会保険団体、医療関係団体、社会福祉関係団体、学校、事業所、婦人団体青年団体等の代表者及び学識経験者のうちから医療局長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、病院長が招集する。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年 1 回、臨時会は必要に応じて招集する。
- 3 会議は、必要に応じて他の協議会と合同で開催することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、病院において処理する。

(地域懇談会)

第8条 県立の病院の運営に関し、地域住民から意見、提言等を得て病院運営上の参考とするため、病院に県立病院地域懇談会を置く。

- 2 県立病院地域懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院の長が定める。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 1 条関係)

病院
岩手県立中央病院
岩手県立宮古病院
岩手県立大船渡病院
岩手県立胆沢病院
岩手県立中部病院
岩手県立久慈病院
岩手県立磐井病院
岩手県立釜石病院
岩手県立二戸病院